

令和2年第5回置戸町議会臨時会

令和2年6月16日（火曜日）

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 2号 専決処分の承認について

日程第 4 議案第34号 置戸町税条例等の一部を改正する条例

日程第 5 議案第35号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第36号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第37号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例

日程第 8 議会第38号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第 9 同意第 2号 置戸町副町長の選任について

日程第10 同意第 3号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 2号 専決処分の承認について

日程第 4 議案第34号 置戸町税条例等の一部を改正する条例

日程第 5 議案第35号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第36号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第37号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例

日程第 8 議会第38号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第 9 同意第 2号 置戸町副町長の選任について

日程第10 同意第 3号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○出席議員（8名）

1番 石井伸二議員

2番 小林満議員

3番 阿部光久議員

4番 佐藤勇治議員

5番 澁谷恒壹議員

6番 高谷勲議員

7番 嘉藤均議員

8番 岩藤孝一議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

《町長部局》

町長 深川正美

副町長 和田 薫

（総務課長事務取扱）

会計管理者 遠藤 薫

町民生活課長 渡邊 登美子

産業振興課長 蓑島 賢治

地域福祉センター所長 須貝 智晴

総務課財政係長 芳賀 真由美

総務課財政係長 菅原 嘉仁

《教育委員会部局》

教育長 平野 毅

《監査委員部局》

代表監査委員 本間 靖洋

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 鈴木 伸哉

議事係長 今西 美紀子

臨時事務職員 中田 美紀

◎開会宣言

○岩藤議長 ただいまから、令和2年第5回置戸町議会臨時会を開会します。

◎開議宣言

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、7番 嘉藤均議員及び1番 石井伸二議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○鈴木事務局長 今期臨時会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

- ・ 議案第34号及び議案第38号。
- ・ 同意第2号及び同意第3号。
- ・ 承認第2号。

今期臨時会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○岩藤議長 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日と決定しました。

◎日程第3 承認第2号 専決処分の承認について

○岩藤議長 日程第3、承認第2号 専決処分の承認についてを議題とします。

○岩藤議長 本案に対し提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長 ただいま議題となりました承認第2号は、令和2年度置戸町一般会計補正予算（第2号）に係る専決処分の承認についてであります。内容につきましては、産業振興課長より説明を申し上げます。

○岩藤議長 産業振興課長。

○葦島産業振興課長 承認第2号についてご説明をいたします。

専決処分の承認について。

令和2年度置戸町一般会計補正予算（第2号）については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて令和2年5月19日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

次のページをお開き下さい。

専決処分書の書面となります。

次のページをご覧ください。

令和2年度置戸町一般会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

令和2年度置戸町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ206万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,543万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、別冊、令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第2号）により説明をいたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開き下さい。

（以下、記載省略。令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第2号）、別添のとおり）

○岩藤議長 これから、質疑を行います。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊、令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第2号）、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。7款商工費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、上段の歳入へ進みます。

2. 歳入。14款国庫支出金、2項国庫補助金。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、承認第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第2号 専決処分の承認についてを採決します。

承認第2号は、原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、承認第2号 専決処分の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第4 議案第34号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から

◎日程第8 議案第38号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例まで

————— 2件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第4、議案第34号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から日程第8、議案第38号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例の5件を一括議題とします。

○岩藤議長 本案に対し提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長 ただいま議題となりました議案第34号、置戸町税条例等の一部を改正する条例の議案の説明につきましては、町民生活課長より説明申し上げます。また、議案第38号、置戸町介護保険条例の一部を改正する条例の議案の説明につきましては、地域福祉センター所長より申し上げます。なお、この間の議案については、それぞれ担当課長より議案の説明を申し上げます。

○岩藤議長 まず、議案第34号 置戸町税条例等の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○渡[☆]町民生活課長 議案第34号につきましてご説明いたします。

議案第34号 置戸町税条例等の一部を改正する条例。

第1条 置戸町税条例(昭和29年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条で改正する内容は、令和2年度地方税法の一部を改正する法律が、4月1日より施行され、改正に伴い関係条例規定の整備を行うものです。改正概要につきましては、個人住民税における全てのひとり親家庭に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し。固定資産税に係る所有者不明土地等に係る対応として、所有者情報の円滑な把握。課税の公平性の確保の観点から、税制上の措置。また、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し等に関する規定の改正となります。

なお、第3条及び附則第8条から附則第11条の改正する内容は、令和元年度及び平成27年度から平成30年度税条例改正規定の一部を改正する規定となります。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、別冊の議案第34号説明資料、置戸町税条例等の一部を改正する条例、1ページをご覧ください。

左側が項目、右側が改正概要となっております。改正の趣旨につきましては、先程ご説明したとおりでございます。

1. 第1条による改正。

第24条の改正は、個人の町民税の非課税の範囲についての規定ですが、第1項第2号は、個人町民税の非課税の範囲に、前年の合計所得金額が135万以下の全てのひとり親を対象とするため、規定の整備を行うものです。ひとり親とは、子を有する寡婦及び寡夫、未婚のひとり親を合わせた定義となります。施行日は、令和3年1月1日となります。

第34条の2の改正は、所得控除の規定ですが、第1項の改正は、所得控除に寡婦及び寡夫控除額を廃止し、寡婦控除額、ひとり親控除額に改正する規定の整備となります。従前の寡婦控除の特別加算及び寡婦控除を廃止し、生計を一にする子を有し、かつ、前年度の合計所得額が500万以下である場合、30万円の所得控除の措置が創設されました。併せて法改正に伴う字句を改正しております。施行期日は、令和3年1月1日からとなります。

第36条の2の改正は、町民税の申告の規定で、第1項につきましては、法改正に伴う字句の改正となります。施行期日は、同じく令和3年1月1日からとなります。

第36条の3の2の改正は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の規定で、第3号は、給与所得者の扶養親族申告書に、単身児童扶養者の記載を不要とする規定の整備。第4号は、第3号削除に伴う号の繰上げとなります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用となります。

2 ページをお開き願います。

第36条の3の3の改正は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の規定で、給与所得者と同様に、公的年金等受給者の扶養親族申告書に、単身児童扶養者の記載を不要とする規定の整備及び第4号は、第3号削除に伴う号の繰上げとなります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用となります。

第48条の改正は、法人の町民税の申告納付の規定で、第2項の改正は、法改正に伴う字句の改正となります。適用年月日は、同じく公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用となります。

第54条の改正は、固定資産税の納税義務者等の規定で、第2項につきましては、法改正に伴う字句の改正となります。第4項の規定は、固定資産税の所有者の住所が、震災、風水害、火災等の理由により不明な場合には、使用者を所有者とみなし、課税することができる規定ですが、固定資産台帳に登録をしようとする時は、使用者にその旨を通知しなければならない文言の追加の整備及び法改正に伴う字句の改正となります。適

用年月日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用となります。

3ページをお開き願います。

第5項の規定は、新設の項で、災害等以外で所有者不明土地等に係る対応として、相当な努力が払われたと認められたものとして、搜索を行っても、なお固定資産の所有者の所在が不明である場合、その使用者を所有者とみなして固定資産税課税台帳に登録し、その者に課することができる規定の整備となります。

第6項から第8項の規定は、法改正に伴う字句の改正と第5項新設に伴う項の繰下げとなります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用となります。

第61条の改正は、固定資産税の課税標準の規定で、第9項・第10項の規定は、法改正に伴う字句の改正となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用します。

4ページをお開き願います。

第61条の2の改正は、法第349条の3第27項等の条例で定める割合の規定で、第1項から第3項の改正は、法改正に伴う見出し及び字句の改正となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用となります。

第74条の3の改正は、現所有者の申告の規定で、法改正に伴い新しく新設する条項となります。第1項の規定は、登記簿等に登記されている個人が死亡している場合における、当該土地又は家屋を所有している者に、現所有者であることを知った日の翌日から3ヵ月を経過した日までに、現所有者の住所及び氏名、その他、固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定となります。第1号から第3号の規定は、申告書に記載の事項を定めた規定となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用となります。

5ページをお開き願います。

第75条の改正は、固定資産税に係る不申告に関する過料の規定ですが、第1項につきましては、字句の改正及び前条の現所有者に所要の罰則規定を設ける改正となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用となります。

第94条の改正は、たばこ税の課税標準の規定で、第2項の改正は、軽量の葉巻たばこに係る紙巻たばこへの換算方法について、1本あたりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定について、葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこ0.7本に換算する規定の追加となり、令和3年9月30日までの経過措置となります。

第4項の改正は、第2項ただし書に規定する葉巻たばこを除くを追記する字句の改正となります。施行日は、令和2年10月1日となります。

第96条の改正は、たばこ税の課税免除の規定で、第2項は、卸売販売業者が、輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者に対する売渡しに係る課税免除を受ける際、課税免除に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、書類の提出を不要とする規定で、新たに新設の項となります。

第3項の改正は、第2項新設に伴う項の繰下げと法改正に伴う字句の改正で、課税免除に際し、品質悪化、包装破損等による廃棄等の課税免除は、課税免除の書類を提出している場合に限り適用する規定の整備となります。

第4項の規定は、第2項新設に伴う項の繰下げとなります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用となります。

6ページをお開き願います。

第98条の改正は、たばこ税の申告納付の手續の規定で、法改正に伴う字句の改正となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用となります。

第131条の改正は、特別土地保有税の納税義務者等の規定で、法改正に伴う字句の改正となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用となります。

附則第3条の2の改正は、延滞金の割合等の特例の規定で、第1項の改正は、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備となります。第2項の改正は、法改正に伴う規定の整備で、法人町民税に係る納期の延長の適用を受けた場合の延滞金について、各年の平均貸付割合に現行1%を加算となりますが、割合を引き下げし、年0.5%の割合を加算した割合が、年7.3%に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合となる規定の整備となります。施行期日は、令和3年1月1日となります。

7ページをご覧下さい。

附則第4条の改正は、納期限の延長に係る延滞金の特例の規定で、延滞金等の特例基準改正に伴う字句の改正となります。施行期日は、令和3年1月1日となります。

附則第6条の改正は、特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費の控除の特例の規定ですが、元号改正に伴う字句の改正となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用となります。

附則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定ですが、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例の適用期限を3年延長する規定の整備となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日より適用となります。

附則第10条の改正は、読替規定の規定ですが、法改正に伴う字句の改正となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日より適用となります。

8ページをご覧下さい。

附則第10条の2の改正は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、わがまち特例の規定で、法改正に伴う改正となり、条項のずれ等の改正及び字句の訂正等となります。左側が改正後、中央に改正前、右側が改正内容となります。主な改正といたしましては、行の2段目、大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設につきましては、ドライクリーニング機に係る活性炭利用吸着式処理装置が適用対象から外れたため削除となります。一番下、水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備につきま

しては、課税割合を4分の3とし、9ページ、第10項の規定において、適用期限を2年延長することとなります。他の条項につきましては、規定のずれ及び字句の改正となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用となります。

11ページをご覧ください。

附則第11条の改正は、土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の規定ですが、元号改正に伴う見出しの字句の改正となります。

附則第11条の2の改正は、令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例の規定ですが、同じく、見出し及び第1項から第2項につきましては、元号改正に伴う字句の改正となります。

附則第12条の改正は、宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定ですが、見出し及び第1項から第5項につきましては、元号改正に伴う字句の改正となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用となります。

12ページをお開き願います。

附則第13条の改正は、農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定ですが、法改正及び元号改正に伴う字句の改正となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用となります。

附則第15条の改正は、特別土地保有税の課税の特例の規定ですが、法改正に伴う字句の改正及び元号改正に伴う改正となります。適用年月日は、同じく、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用となります。

附則第17条の改正は、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の規定で、第1項の改正は、都市計画区域内にある低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除新設に伴う規定の整備となり、所有期間が5年を超え500万以内であるものを譲渡した場合の、譲渡所得から100万円の特別控除が受けられる規定となります。施行日は、土地基本法等の一部を改正する法律、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日となります。

13ページをお開き願います。

附則第17条の2の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税課税の特例の規定で、第1項、第2項は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長する規定の整備となります。附則第17条の2、第3項につきましては、租税特別措置法改正に伴う字句の改正となります。施行期日は、第1項、第2項につきましては、公布の日から施行し、4月1日より適用。第3項は、土地基本法の一部を改正する法律、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日となります。

附則第22条の改正は、個人の町民税の税率の特例等の規定で、元号改正に伴う字句

の改正となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用となります。

14ページをお開き願います。

第2条による改正。

第19条の規定。納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金から、16ページ、第52条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金までの改正ですが、法人税の連結納税制度の見直しによる改正で、企業グループ全体を一つの納税単位として、親法人が申告している現行制度に変え、各法人が個別に申告を行いつつ、損益の調整を行うこととなることによる規定の整備となります。第19条第1項及び第1項各号につきましても、法改正に伴う条項のずれ、削除による字句の改正となります。

第20条の改正は、年当たりの割合の基礎となる日数の規定ですが、法改正による法削除に伴う改正となります。

第23条の改正は、町民税の納税義務者等の規定ですが、法改正に伴う規定の整備となります。施行日は、それぞれ令和4年4月1日となります。

15ページをお開き願います。

第31条の改正は、均等割の税率の規定で、法人の均等割の税率第2表、第2項表中、第1号ホの改正は、法改正に伴う号削除に伴う字句の改正となります。第3項の改正は、法人の各区分に応じ、定める日現在における税率の規定で、連結制度の見直しに伴う規定の整備となります。施行年月日は、令和4年4月1日となります。

第48条の改正は、法人町民税の申告納付の規定ですが、第1項から第7項につきましても、法改正に伴う規定のずれ、字句の改正となります。旧第9項は、通算法人について個別帰属法人税額を廃止し、課税標準を法人税割とする規定に改正されたことに伴う規定の削除となります。第9項から第15項につきましても、法改正に伴う字句の改正及び第9項削除に伴う項の繰上げとなります。第16項につきましても、連結納税廃止に伴い、通算法人ごとに申告を行うこととする規定の整備となります。施行年月日は、令和4年4月1日となります。

16ページをお開き願います。

第50条の改正は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続の規定ですが、第2項及び第4項の改正は、法改正に伴う字句の改正となります。第3項の規定は、法人税において連結納税を廃止し、通算法人ごとに申告を行うこととする規定の整備となります。

第52条の改正は、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の規定ですが、第4項から第6項は、法改正に伴い、法人税において連結納税を廃止し、通算法人ごとに申告等を行うことによる規定の整備となり、条項の削除となります。施行日は、令和4年4月1日からとなります。

第94条の改正は、たばこ税の課税標準の規定ですが、第2項の改正は、1グラム未満の葉巻たばこ1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する規定の整備となります。施行日は、令和3年10月1日からとなります。

附則第3条の2の改正は、延滞金の割合等の特例の規定ですが、法改正に伴う法の削除に伴う字句の改正になります。施行日は、令和4年4月1日となります。

17ページをお開き願います。

第3条による改正。第3条による改正は、平成31年度地方税法改正に伴う、町税条例の一部を改正する条例で、地方税法等の改正に伴い、改正後の規定について改正するもので、第24条第1項第2号の改正規定中、「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改正する規定の削除となり、附則につきましても、その条項を削除する規定の整備となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用となります。

18ページをお開き願います。

附則第8条による改正。附則第8条による改正は、平成27年度地方税法改正に伴う、町税条例の一部を改正する条例で、地方税法改正に伴い、改正後の規定について改正するもので、第5条の改正は、町たばこ税に関する経過措置の規定で、元号を改正に伴う字句の改正となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用となります。

19ページをお開き願います。

附則第9条による改正。附則第9条による改正は、平成28年度地方税法改正に伴う町税条例等の一部を改正する条例で、地方税法の改正に伴い、改正後の規定について元号の改正に伴い字句を改正するものです。適用年月日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用となります。

20ページをお開き願います。

附則第10条による改正。附則第10条による改正は、平成29年度地方税法改正に伴う、町税条例の一部を改正する条例で、地方税法改正に伴い、元号の改正に伴う字句の改正となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用となります。

21ページから22ページをご覧ください。

附則第11条による改正。附則第11条の改正は、平成30年度地方税法の改正に伴う、町税条例の一部を改正する条例で、地方税法の改正に伴い、元号改正に伴う字句の改正となります。適用年月日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用となります。

以上で、今回の地方税法改正に伴う税条例の改正につきまして説明を終わりますが、議案第34号説明資料、置戸町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表につきましても後程ご参照願います。

本議案にお戻り下さい。

本議案を3枚めくっていただき右側のページをご覧ください。

附 則

第1条 施行期日ですが、資料にて説明済ですので説明を省略いたします。

次のページをお開き願います。

第2条は、延滞金に関する経過措置となります。

第3条は、町民税に関する経過措置で、それぞれ令和元年、令和2年度までは、従前の例による旨の経過措置となります。

第4条は、法人町民税について、規定の施行の日以後の措置を規定し、施行日までは従前の例による旨の経過措置となります。

右のページ、第5条は、固定資産税に関する経過措置について、それぞれ令和元年、令和2年度分までは、従前の例による規定としています。

第6条、第7条は、町たばこ税に関する経過措置について、施行日以後の措置を規定し、施行日までは、従前の例による規定となります。

次のページをお開き下さい。

第8条から第11条は、町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例で、附則の元号改正に伴う改正となります。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

○岩藤議長 次に、議案第35号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。
町民生活課長。

○渡町町民生活課長 議案第35号についてご説明いたします。

議案第35号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

置戸町国民健康保険税条例（昭和33年条例第7号）の一部を次のように改正する。

本条例の改正内容につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が交付されたことに伴い、関係する規定を整備するものと、令和2年度国民健康保険税の税率を見直すものでございます。

改正内容の説明に入る前に、置戸町国民健康保険税の状況につきましてご説明をいたします。

議案第35号説明資料、1ページをご覧ください。

令和2年度国民健康保険税所得階層別世帯分布表をご覧ください。

表の中央、本年度の国民健康保険税課税対象所得金額の合計額は、昨年に比べ約6,979万円の減の11億1,247万円となっております。所得階層別では、昨年同様の世帯割合となっておりますが、世帯数合計では、昨年より22世帯。被保険者数につきましては、50人減っております。所得別で見ますと、1,000万以上の世帯数は4世帯減っており、所得は6,300万ほど減額となっております。所得700万円から1,000万円未満の世帯は、昨年と変動はございません。右の欄、世帯割合の率をご覧ください。国民健康保険加入者の多くが低所得者層であることが分かります。また、下段になります、軽減世帯情報ですが、今回の税制改正で5割、2割軽減の拡充が図られますが、軽減世帯数及び被保険者数は減少した状況となっております。

以上が、所得の状況、軽減の状況となります。

国保運営は、都道府県単位での運営となり3年目を迎えました。財政運営の責任主体

を都道府県とすることで、制度の安定した経営を目指していますが、全道的に被保険者数の減少や医療費全体が増加していることから、北海道より求められる納付金の額も上がってきております。また、本町におきましても、被保険者数は減少しておりますが、一人当たりの医療費は、年々増加をしてきております。今後、北海道内で統一を図るため、令和6年度までに納付金の基準の平準化や全道統一した保険料水準に向け、見直しの検討を進めているところで、段階的に保険料を調整していくことが必要となってきます。国民健康保険税につきましては、道に納める納付金を賄うために必要な保険税を確保することを前提に保険料総額を求め、道から示される標準保険料率を参考としつつ、従来の保険税率を考慮し両立を決定しております。本年度におきましては、北海道から示される係数等を基に予算を計上しておりますが、昨年と比べ納付金の額が300万ほど引上がり、そのことに伴い必要とされる保険税額も上がったこと。また、本町の被保険者数の減少や医療費が増えたことに伴い、現行税率では不足を生じることから、保険税率を見直すことといたしました。令和2年度の保険税率につきましては、所得状況、被保険者数、階層別状況を鑑み試算を行い検討して参りましたが、今後、道が示す標準保険料水準に近づけていくため、また、従来の所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から3方式、資産割の廃止への変更も予定されていることから、所得割を始め、加入者一人ひとりが負担する均等割、世帯平等に負担する平等割の税率を引上げることといたしました。算定に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大等による住民への影響等を鑑み、税額を一気に引き上げることによる負担を考慮し試算を重ね、次年度以降も税率を見直す方向とし、北海道が示す係数を基に算定した税率での改正とし、不足が生じた場合は、基金からの繰入を行い負担軽減して参りたいと考えております。今後、国民健康保険税は、令和12年には統一保険料率への移行を検討しており、全道統一の保険料を目指しております。北海道へ納める納付金が増えれば保険税を引上げなくてはならず、また、適正な収納率も求められます。今後は、北海道全体で医療費を抑える努力が求められます。本町におきましても、本年度実施予定の特定健診受診勧奨事業を始め、疾病の重篤化の予防など、保健師と連携を取りながら医療費の削減と保険税の圧縮に努めて参りたいと考えております。

それでは、条例の改正内容につきましてご説明いたしますので、議案第35号説明資料の2ページ、令和2年度置戸町国民健康保険税条例改正をお開き願います。

表の左から、改正項目、関係条項、改正内容、適用年月日となっております。初めに、改正項目の1課税限度額の改正です。令和2年度税制改正により、国保税における負担の公平性を図るため、軽減措置の拡充、中間所得層の負担に配慮し、課税限度額の引き上げが盛り込まれました。このことから本町においても改正を行うものです。改正内容の1. 課税限度額の引上げの表、区分の欄をご覧ください。国民健康保険税は、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの内訳でご負担いただいておりますが、条例第2条第2項に規定する基礎課税分、医療費に対応する分を課税限度額、現行61万円から63万円に2万円引き上げとなります。介護納付金課税額につきましては、現

行16万円から17万円に1万円引上げとなります。後期高齢者支援金等課税額につきましては、今回、変更はございません。続きまして、改正項目の2は、減額基準の改正です。減額基準の改正につきましては、低所得者に対する軽減措置を拡充するもので、昨年に引き続き5割軽減と2割軽減を拡充するものです。改正内容の2. 低所得者に対する軽減措置の拡充をご覧ください。①5割軽減の拡充。条例第23条第2号の規定につきましては、世帯の軽減判定所得の算定において、被保数に乗すべき金額を28万円から28万5,000円に改正。②2割軽減の拡充。条例第23条第3号につきましては、世帯の軽減判定所得の算定において、被保数に乗すべき金額を51万円から52万円に改正するものです。なお、7割軽減の所得基準につきましては、現行どおり変更はございません。

以上、2点が地方税法施行令等の改正によるものでございます。

続きまして、改正項目3. 税率の改正。改正内容の欄、3. 基礎課税額、税率の改正です。国保税は、所得割、資産割、加入者一人当たり課税される均等割。加入世帯一世帯当たりで課税される平等割の4方式で課税を行っております。この方法により、基礎課税額、後期高齢者支援分、介護保険料2号加入者の保険料をそれぞれ計算し、国保税を算出しています。今回の改正は、全ての税率について引き上げるものでございます。

3ページをご覧ください。

関係条項の欄、第3条は、税率区分の所得割を。第4条は、資産割を。第5条は、均等割を。第5条の2は、平等割を定めておりますが、所得割につきましては、現行100分の4.75から100分の5.0に。資産割につきましては、100分の35.9から100分の38.1に。均等割につきましては、2万4,700円から2万7,700円に。平等割につきましては、世帯の区分として、特定以外の世帯、特定世帯、特定継続世帯の3つの区分が規定されています。

2ページにお戻り下さい。下段になります。

特定世帯とは、国保加入者が一人だけの世帯のうち、同一世帯所属者がいる世帯となり、特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険の資格を喪失した方で、その喪失日以後、継続して同一世帯に属する方です。この世帯になった後、5年間は基礎課税分と後期高齢者支援金分の平等割が2分の1減額されます。特定継続世帯とは、特定世帯に該当し、5年を経過した後の3年間、基礎課税分と後期高齢者支援金分の平等割が4分の1減額される世帯を言います。

3ページにお戻り願います。

表の基礎課税分の平等割、特定以外の世帯は、現行2万4,800円から2万7,100円に。特定世帯は、現行1万2,400円から1万3,550円に。特定継続世帯は、現行1万8,600円から2万3,250円に改正いたします。第6条から第7条の3は、後期高齢者支援金等の課税額の改正で、所得割を現行100分の1.6から100分の1.75に。資産割を、現行100分の11.2から100分の12.3に。均等

割を現行7,600円から8,600円に。平等割は、特定以外で現行8,100円から8,900円に。特定世帯で現行4,050円から4,450円に。特定継続世帯で現行6,075円から6,675円に改正いたします。第8条から第9条の3は、介護納付金課税額の改正で、所得割を現行100分の1.05から100分の1.1に。資産割を現行100分の8.15から100分の8.6に。均等割を現行9,900円から1万1,400円に。平等割を現行7,100円から8,400円に改正するものです。第23条第1号から次ページ、第3号につきましては、所得に応じた所得割額、平等割額の減額規定でございますが、第1号は、7割軽減。第2号は、5割軽減。第3号は、2割軽減を規定しております。7割軽減の例でご説明いたします。第5条で規定する金額が減額前の金額となり、均等割2万7,700円ですが、これの7割、1万9,390円が減額する額とし、差し引き8,310円が負担いただく均等割額となります。平等割では、2万7,100円から1万8,970円を減額し、8,130円が負担いただく金額となります。以上のように、各金額をそれぞれ7割軽減、5割軽減、2割軽減と減額額を改正するものです。

資料5ページをお開き願います。

所得階層別国民健康保険税額試算表をご覧ください。A3横の表となります。表の中央から、左が改正前、右が改正後で、表の右端、全体分差し引きが前年度からの年税額の増額分となります。一番左、上段は、低所得者、中程より下は、軽減該当とならない普通の世帯の試算となっております。世帯の構成により多少金額の違いはございます。一番上、7割軽減世帯、所得33万円の世帯で2,900円の増額となります。所得200万円の世帯で2人家族、固定資産税2万円をご負担いただく世帯では、右端の2万3,700円の増額となります。表にはございませんが、家族構成にもよりますが、所得1,000万から1,200万以上となると、限度額99万円の世帯となります。

以上が、税率の改正となります。

4ページにお戻り願います。

附則第4項・第5項の改正は、長期譲渡及び短期譲渡所得に係る国民健康保険税課税の特例の規定で、低未利用地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除新設に伴う規定の整備となり、税条例と合わせ改正するものです。

なお、別冊の議案第35号説明資料、置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表につきましては、後程ご参照願います。

本議案にお戻り願います。

2ページ。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1

日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の置戸町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で、議案第35号の説明を終わらせていただきます。

○岩藤議長 ここで、しばらく休憩します。10時45分から再開します。

休憩 10時27分

再開 10時45分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

○岩藤議長 議案第36号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○渡町町民生活課長 議案第36号についてご説明いたします。

議案第36号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

置戸町国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

本条例の改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染及び感染が疑われた被保険者等が休業しやすい環境を整えるため、臨時の措置として、被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る規定を追加するものです。対象者は、その療養のため、労務に服することが出来なかった期間、給与の支払いを受けられないか、減額されて支払われた方が対象となるものです。

なお、国内の感染拡大防止の観点から、傷病手当金の支給につきましては、特例的に特別調整交付金により全額が支援されるものでございます。それでは、条例の改正内容につきましてご説明いたしますので、議案第36号説明資料、置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。表の左が改正案となっております。

附則第1号、施行期日の次に6項を加えるものであります。

附則第2項の規定は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の規定で、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した時、又は、感染した恐れがあることにより、労務に服することが出来ないものの属する世帯主に対し、当該労務に服することが出来なくなった日から起算して、3日を経過した日から、その労務に服することができない期間のうち、労務に服することを予定していた日について傷病手当金を支給する規定です。

第3項の規定は、傷病手当金の額を定めた規定で、1日につき、直近の継続した3か月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額とするものです。

裏面をご覧ください。

第4項の規定は、支給期間を定めたもので支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないこととする規定となります。

第5項の規定は、新型コロナウイルス感染症に感染した、被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整の規定で、感染症患者等が給与等の支払いを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しないこととするもの。ただし、給与等の全部又は一部を受けることができる場合であって、その額が傷病手当金の額より少ない場合は、その差額を支給する規定となります。

第6項の規定は、新型コロナウイルス感染症に感染した場合に受けることができるはずであった給与等の全部、又は、一部を受けとることが出来なかった時は、全額の場合は、傷病手当金の全額、その一部を受けとることが出来なかった場合は、受けた額が傷病手当金の額より少なかった場合は、差額を支給する規定となります。

第7項の規定は、第6項の規定により支給した額は、当該被保険者を使用する事業主から徴収する規定となります。

本議案にお戻り下さい。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第2項から第7項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

なお、規則で定める日につきましては、置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の適用期間を定める期間を制定し、適用日は、令和2年9月30日となります。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

○岩藤議長 次に、議案第37号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○渡町民生活課長 議案第37号についてご説明いたします。

議案第37号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第1号）の一部を次のように改正する。

本条例の改正内容につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合の広域高齢者医療に関する条例の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染及び感染が疑われる被用者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書提出の事務を行うため、関係する規定を整備するものです。支給対象者、対象期間、支給額等につきましては、国民健康保険条例と重複となりますので説明は省略いたします。

それでは、条例の改正内容につきましてご説明いたしますので、議案第37号説明資料、置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。表の左が改正案、右が現行条例となっています。

第2条、置戸町において行う事務。第1項第7号の次に広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を置戸町が行う事務として追加するものでございます。

本議案にお戻り願います。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第37号の説明を終わります。

○岩藤議長 次に、議案第38号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第38号についてご説明いたします。

置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

置戸町介護保険条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、関係法律の整備等に関する法律において、低所得者の第1号保険料軽減強化に関する介護保険法の改正が行われ、消費税による公費を投入して保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、平成27年度から一部実施を行ってきたところです。昨年度、令和元年度の保険料、軽減強化につきましては、令和元年消費税率引上げによる財源の手当てであることを反映し、完全実施における軽減幅の水準に設定いたしました。令和2年度については、年度を通し消費税率10%となることから、介護保険事業計画策定事業において予定していた、保険料額軽減の完全実施に向け、置戸町介護保険条例の一部を改正するものです。

別紙の議案第38号説明資料、A4版横の資料になります。低所得者軽減実施に伴う介護保険料の改正についてをご覧ください。

置戸町における平成30年度から令和2年度までの介護保険料につきましては、9段階の区分に設定しているところですが、この資料では、今回改正する1段階から3段階までを記載してございます。一番下段は、基準額である5段階を記載しております。第1段階から第3段階の保険料段階につきましては、被保険者の属する世帯が非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方が第1段階。80万円を超え、120万円以下の方が第2段階。120万円を超える方が第3段階となっております。表、令和2年度の欄中、網掛け部分の軽減後の保険料額となり、第1段階が2万160円。第2段階が2万5,200円。第3段階が3万5,280円に改正するものです。

本議案にお戻り下さい。

改正内容につきましては、ただいまご説明いたしました、第1段階から第3段階までの保険料額の改正の内容となります。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の置戸町介護保険条例第2条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

なお、議案第38号説明資料として、置戸町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表についても添付しておりますので、後程ご参照願います。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

○岩藤議長 これでは、議案第34号から議案第38号までの提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

議案の順序で行います。

まず、議案第34号 置戸町税条例等の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第35号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第36号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第37号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第38号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

2番 小林議員。

○2番 小林議員 国保の関係なんですけども、年々1万から2万ずっと上がってますけども、人口が減ると置戸の場合、高齢者が45%以上だというふうに言われてますけども、年々上がってくるというふうに思いますが、今後の推移はどのようになるのかお聞かせ願いたいと思います。

○岩藤議長 町民生活課長。

○渡[☆]町民生活課長 今年で道の単位化になりまして、3年目を迎えております。北海道の方で納付金というものを各市町村に請求されまして、その納付金を賄うために集めるものが保険税ということになります。本町もそうなんですけれども、北海道全体で被保

険者数が減少しております。それで、全体の医療費というのは下がっているように見えるんですけども、分母の被保険者数が下がっているものですから、一人当たりの医療費というのは値上がりをしております。本町におきましても、昨年に比べ一人当たりの医療費が5万円ほど値上がりというか引き上がった状態となっております。そのことにより、本年、北海道から求められる納付金の額というのは、昨年に比べまして300万円の増額予算で今年計上させていただいております。また、置戸町は人口が少なく小さな町で低所得者数も多いんですけども、代わりに農業所得がございまして、所得と言うのは、決して低い方ではございません。ですので、所得が高い年の交付税として参入される繰入金も2年後に反映してくるものですから、その分が落ちまして、今年は、昨年に比べ700万ほど税金の方が不足するという形になりました。本年は、苫洪の選択で運営協議会の方の諮問を受けながら、いろいろ計算をしたんですけども、全体的な底上げと、今回、所得割の方も上げさせていただいて、皆さん、平等に持っていただく、均等割、平等割の方にも手を付けさせていただきました。今後は、置戸町は今4方式という方法で、所得割、資産割、均等割、平等割という4方式から、今、全道では半分ずつなんですけれども、3方式という方式の方に変えて下さいという方針が出ております。これは、令和6年度までに3方式に変えて下さいということで、必然的に農家さんですとか個人事業主さんが持っている固定資産税割がかかっている部分というのは、所得の方にオンされるようになっていくかと思っております。また、北海道の方にも確認しましたところ、やはり被保険者数が減ってきているということと、医療費が高度化してきているということも含めまして、医療費がやはり高騰しておりますので、今は、納付金に置戸町にというか各市町村に求められる納付金に医療費が0.5割オンされております。これを北海道では、医療費を含めない保険税率ということで考えていきたいというふうになっております。また、所得割については、今0.75という係数を掛けられて納付金の方を自動算定されてきている形になりますが、これが令和6年度以降になりますと、令和6年度というか令和12年度になると、標準保険税率というふうに北海道の国保の運営方針としては、まだ決まったわけではございませんが、保険料水準を決めたいということと言われておりますので、所得に応じた所得率と均等割、平等割の率で計算される形となると思います。方式で言うと、後期高齢者医療のような全道どこに行っても均等割というか均等割、平等割、所得割というふうに令和12年度に向けて今運営方針の策定に向けて、変更に向けて検討をしているところというふうに私共の方にはおりてきております。その中で、北海道の方と話もさせていただいたんですが、やはり今の現状では医療費の高度化等で医療費が上がってきているのは現実で、被保険者数が減っているものですから、どうしても各市町村に求める納付金というのは上がってきているのは現状であると思っております。そこで、北海道としましても、各市町村と連携を取りながら特定健診等の予防事業に力を入れていただくということで、保険者努力支援という形は、多分残っていくのではないかなというふうに思っております。また、置戸町の場合は、率は同じであっても、先程申し上げたとおり、農家さんの所得等があ

るものですから、全体的な応能と応益の割合というのは全道統一にはならないのかなというふうに考えております。ですので、本町においても今回、苦渋の選択で、このコロナウイルスの関係もございまして、税率を引き上げることがどうかということ再三に渡って検討したんですけれども、やはり納付金を納めるための財源としての保険税を集めないことには、国保の健全会計ということにはならないものですから、少し上げさせていただいたんですけれども、先程も説明したんですが、今回、予算に賄うほどの値上げではなくて、その分は今まで積んできた財政調整基金の方から繰入をして、今年はこの財政を賄って、次年度以降、令和6年度までに資産割が廃止になることも含めて税率を納付金がどういうふうになってくるかということと、全道の医療費の上がり下がりもあると思いますので、その辺を加味しながら今後税率の検討を進めさせていただきたいというふうに思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 今、課長の方からいろいろ状況については説明あったんですけど、歳入を埋めるためにはどうするか、歳入ですね。歳出が増えていく、歳入がそれに伴わないということでの差が税率を上げていかざるを得ないとか負担を上げていかざるを得ないという、そういう実情ということについての説明があったんですけど、ただですね、高齢化と言いますかこういった実態の中で、今後先を読んだ時に、その歳入を補填するための財政調整基金については、当初予算では、500万ほど調整基金を見込んでいたわけなんですけど、この財調の活用っていうか歳入を補うため、そして、納税者の負担を極力その辺のことを配慮しつつも、やはり財調を一定程度活用せざるを得ないという、そういう状況にはなっていると思うんですよね。それで、審議会の方でどういう意見が出たのか分かりませんが、今回、普通世帯ですね、200万、300万、400万の標準的な中では、年額2万3,700円、2万9,000円。3万3,000円と、結構、所得が低い方については年税額が上がっているという、そういう状況にあるので、こういったことは将来的にどうなるか分かりませんが、一定程度ですね、町の財政ということと、負担ということ考えた時に、財政調整基金の活用ということは、ある程度考慮していかなければならないと思うんですが、その財調の活用っていうか、そういったことについてどういうふうにお考えかお聞きしたいと思います。

○岩藤議長 町民生活課長。

○渡[☆]町民生活課長 財政調整基金の活用につきましては、今、北海道の単位化になりまして、一般会計からの繰入は今は許されなく、法定内繰入れということで本町にある財政調整基金がございまして、今年については、赤字補填の財政調整基金を崩して会計が回るのかなというふうに思っております。また、先程、議員がおっしゃったとおり、低所得者層につきましては、今回、所得割が0.45。均等割と平等割につきましても、金額にしまして、かなりの金額が上がるものですから、その内の半分の方たちは、軽減世帯ということで、均等割と平等割については、7割、5割、2割の軽減を受けるとい

うこととなりますが、先程言いました、軽減を受けない世帯の方の幅が多いというのは、確かに実情であることは、こちらの方も協議をしてはありました。ただ、今後ですね、先程も申しましたとおり、求められる納付金の額が全道皆さん、何処でも医療費の抑制に努めていただくということで、保険税の圧縮に繋がっていくのかなというふうには考えてはおりますが、やはり底上げをするということで、置戸町の保険税が、去年までなんですけれども、管内でも決して高い方ではなかったということもございまして、ただ、今回の均等割と平等割を上げた後というのは、ちょっとまだ分かってはおりませんが、そういうことも考えた時に、均等割と平等割も上げていかななくてはいけないのかなというふうに考えております。また、基金の活用なんですけれども、不測の事態という言い方があたるのかどうか分かりませんが、今後、また所得の上がり下がり保険税が不足することも予想されますので、その時に対応として財政調整基金を充てながら、令和6年の3方式、若しくは、令和12年の標準保険料に統一するまでに、そういう事態が起きた時には、基金を活用しながら税率の算定に当たって参りたいと思います。本年におきましても、ここまで底上げはしたんですけれども、これでも皆さんのご負担の軽減を考えまして、財政調整基金からの繰入も4~500万になるかなというふうに予想はしております。ですので、今後、これからもそういうふうに関心があった時とか、税率を上げる時に、少しずつ軽減できるように財政調整基金の方を充てながら、令和6年度に向けて税率の調整をしていきたいというふうに考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 財調の活用については、不測の事態に備えているということで、そういったことで活用していくということを見込んでいくということで理解しました。それと、制度上変わるということの中で、資産割がなくなると。資産割というのは、固定資産税払っている方が一定の料率がなくなって、基本的には平等割とか所得割にウエイトを置くという形になると思うんですね。そういった時に、どうなんだろう。一定程度、所得の低い人に率は上がるを得ないと思うんですけど、所得の低い人に比重がかかっていかないのかどうなのか。令和6年度までに資産割を廃止したいという道の方針だということを知りましたが、その辺の資産割がなくなることによってどういう影響があるのか、その辺のことを、どういう押さえをしているのか教えて欲しいと思います。

○岩藤議長 町民生活課長。

○渡[☆]町民生活課長 毎年予算の時期に北海道の方から標準保険料の仮係数と確定係数というものが本町の方にも送られてきております。その中で、3方式になった場合の率がどのようになるかということも送られてきております。その中で申し上げますと、所得割、若しくは、均等割、平等割にも少なからず影響が出まして、全てが所得割にオンされるわけではなく、平等割、均等割の方にもその資産割を廃止した分がオンされた形での3方式になってくるかと思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第34号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から議案第38号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例までの5件について一括討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第34号から議案第38号までの5件について討論を終わります。

これから、議案第34号 置戸町税条例等の一部を改正する条例から、議案第38号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例までの5件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第34号 置戸町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

議案第34号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第34号 置戸町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第35号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第35号 置戸町国民健康保険税の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第36号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第36号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第37号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第37号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条

例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第38号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第38号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 同意第2号 置戸町副町長の選任について

○岩藤議長 次に、日程第9 同意第2号 置戸町副町長の選任についてを議題とします。

産業振興課長は、退場して下さい。

(産業振興課長退場)

○岩藤議長 本案に対し提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長 ただいま議題となりました、同意第2号は、置戸町副町長の選任についてであります。

本町副町長に、次の者を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所は、常呂郡置戸町字・・・・・・・・・・。氏名は、蓑島賢治氏でございます。生年月日は、昭和・・・・・・・・生まれの、現在56歳であります。

蓑島賢治氏の経歴等について申し上げます。

昭和57年3月、道立北見柏陽高等学校を卒業され、同年4月に置戸町役場に奉職されました。建設課管理係を振り出しに、当時は常元にありました、養護老人ホーム総務係。その後、林務商工課林務係。商工観光係。農務課農政係。農業委員会農地係の産業分野を担当し、平成11年に介護保険制度発足に向けて地域福祉センター介護保険係、そして、翌12年に介護保険係長に昇格しております。民生分野或いは産業分野の仕事が長いわけではありますが、平成15年には、総務課職員係長、その後、町民生活課医療給付係長、産業振興課農業振興係長を歴任し、平成25年4月に教育委員会に執行とともに学校教育課長に昇格し、その後、社会教育課長、図書館長を経て、平成31年4月より、現職、産業振興課長、農業委員会事務局長を務めております。

以上、蓑島賢治氏の経歴の概略を申し上げますけれども、蓑島賢治氏を副町長として選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。宜しく願い申し上げます。

○岩藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

これから、同意第2号 置戸町副町長の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、同意第2号 置戸町副町長の選任については、同意することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。そのまま自席でお待ち下さい。

(産業振興課長入場、着席)

休憩 10時22分

再開 10時23分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 同意第3号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○岩藤議長 日程第10 同意第3号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長 ただいま議題となりました、同意第3号は、置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本町固定資産評価審査委員会委員遠藤弘文氏は、令和2年6月27日をもって任期満了となるので、後任に次の者を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

後任の方ですが、住所は、常呂郡置戸町字……。遠藤弘文氏で、昭和……。生まれの、現在60歳でございます。

遠藤弘文氏の略歴等について簡単に申し上げたいと思います。

昭和56年3月に、北海道拓殖短期大学、現在の拓殖大学、北海道短期大学を卒業されました。職歴は、56年から農業に従事し、現在は、農業経営者であります。主な公職暦であります。平成13年から置戸町学校給食センター運営委員会委員、或いは、青少年育成推進委員会の委員を務められました。また、平成30年には、本年度スタートいたしました、第6次置戸町総合計画の策定審議会委員を務められました。固定資産の評価審査委員の関係につきましては、平成17年6月から、この任にあたっていただき、現在、5期目であります。選任の同意について宜しくお願いを申し上げ、議案の説明を終わらせていただきます。

○岩藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

これから、同意第3号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、同意第3号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎閉会宣言

○岩藤議長 これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第5回置戸町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時27分